

四 運 自 公 第 2 5 号
平成 1 5 年 2 月 2 8 日
改正 四 運 自 公 第 2 号
平成 2 0 年 4 月 1 日
改正 四 運 自 公 第 1 9 号
平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日
改正 四 運 自 公 第 1 7 号
平成 2 7 年 3 月 1 0 日
改正 四 運 自 公 第 1 4 号
令 和 元 年 9 月 2 日
改正 四 運 自 公 第 1 3 号
令 和 6 年 7 月 1 2 日
改正 四 運 自 公 第 1 0 号
令 和 7 年 8 月 1 4 日

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の
処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請について、迅速かつ
適切な処理を図るため、下記のとおり審査項目等に関する処理方針を定め、これにより
処理することとしたので公示する。

四国運輸局長

記

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案に対する審査は、
貨物自動車運送事業法第 6 条に規定する許可基準又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する許
可基準に基づいて、厳正かつ公平に行うものであるが、特に次の項目についてはそれぞ

れに定めるところにより審査する。

1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可
以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- (1) 営業所

- ① 使用権原を有すること。
- ② 農地法、都市計画法、建築基準法等関係法令（以下「都市計画法等関係法令」という。）の規定に抵触しないこと。
- ③ 規模が適切なものであること。
- ④ 必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。

- (2) 最低車両台数

- ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条で定める種別）ごとに5両以上とすること。
- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定すること。
- ③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

- (3) 事業用自動車

- ① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。

- (4) 車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所との距離が5キロメートル以内であること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 出入口の前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

- ① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有するものであること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。
この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項に違反する者でないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること
- ③ 勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。
- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
- ⑦ 積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

(7) 点検及び整備管理体制

- ① 選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ② 点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切なものであること。
- ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
- ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

(9) 法令遵守

- ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- ② 健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく社会保険及び労働保険(以下「社会保険等」という。)の加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前6ヶ月間(悪質な違反については1年間)又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、運輸支局による監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険(任意保険)の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- ② 石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
- ② 許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。

- ③ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前(整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内)に提出する旨の条件を付すること。
- ④ 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すること。

(12) 欠格事由

施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2. 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

- ① 従来の第二種荷扱所(宅配便のいわゆる取次店等)は、荷扱所に含めないものとする。
- ② 1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

- ① 営業所又は荷扱所に併設してあること。
- ② 使用権原を有すること。
- ③ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ④ 施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。
- ⑤ 施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。

(4) 運行系統及び運行回数

- ① 運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
- ② 取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
- ③ 運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。
ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区

間では、一日一便以下でも差し支えない。

(5) 積合せ貨物管理体制

- ① 貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
- ② 貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
- ③ 貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。

(6) 運行管理体制

運行系統別の乗務基準が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。

3. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について

1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。

(3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

4. 特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 特定の運送需要者

- ① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。
- ② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。

(2) 営業所

1(1)によること。

(3) 最低車両台数

営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上とすること。

ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。

- (4) 事業用自動車
 - 1 (3)によること。
- (5) 車庫
 - 1 (4)によること。
- (6) 休憩・睡眠施設
 - 1 (5)によること。
- (7) 運行管理体制
 - 1 (6)によること。
- (8) 点検及び整備管理体制
 - 1 (7)によること。
- (9) 資金計画
 - 1 (8)によること。
- (10) 法令遵守
 - 1 (9)によること。
- (11) 損害賠償能力
 - 1 (10)によること。
- (12) 許可に付す条件
 - 1 (11) ②～④によること。
- (13) 貨物自動車利用運送をする特定貨物自動車運送事業の許可
 - 3によること。

附 則

- 1 この処理方針は、平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
- 2 平成2年10月3日付け四運自公第37号で公示した「一般区域貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」は、平成15年

3月31日限りで廃止する。

附 則（平成19年8月1日四運自公第16号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年4月1日四運自公第2号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日四運自公第19号）

本処理方針は、平成25年12月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月10日四運自公第17号）

本処理方針は、平成27年6月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年9月2日四運自公第14号）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和6年7月12日四運自公第13号）

本処理方針は、令和6年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和7年8月14日四運自公第10号）

本処理方針は、令和7年8月14日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。